

中建労からのおしらせ

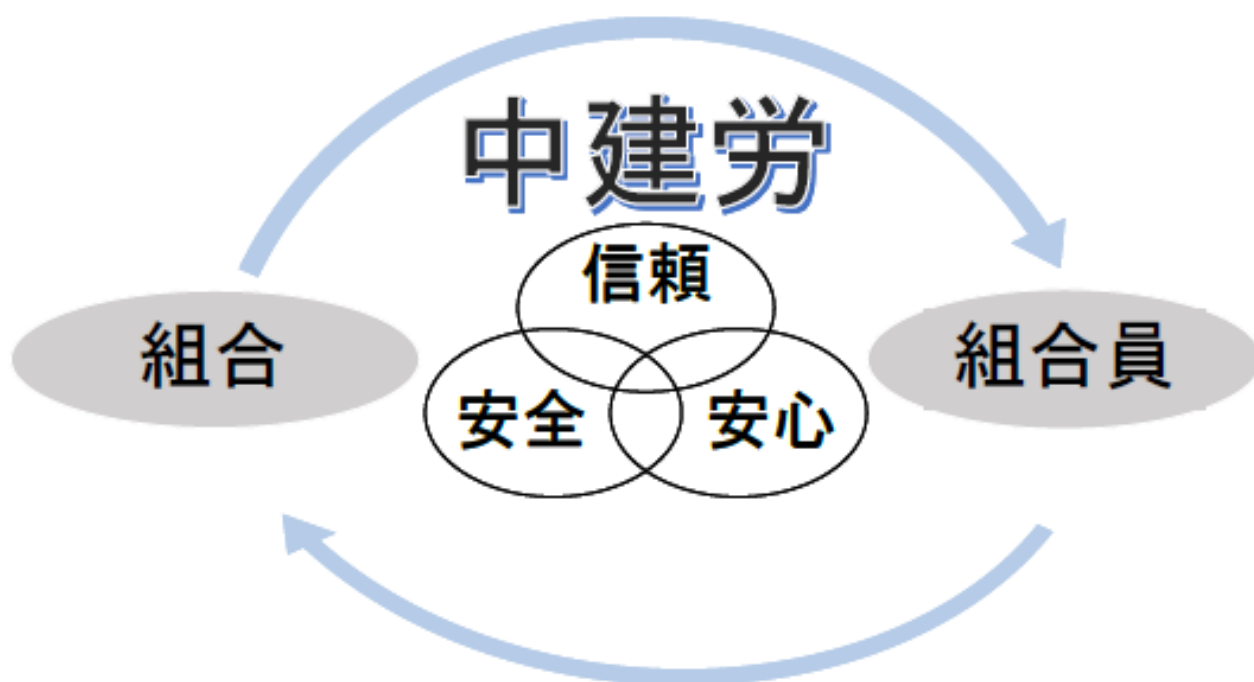


5月号

2024.5

〈発信元〉 中部日本建設労働組合 愛知県瀬戸市上水野町10番地

フリーアクセス: 0120-941-931 E-mail: tyukenro2@guitar.ocn.ne.jp



64期活動方針

1. 国保事業・労災事業

建設職人の命と健康の綱、中建国保を維持するためには、健康診断受診率を40.2%から70%以上確立できるよう組合員どうして声かけしていく。

2. 事務推進事業

居住地組織としての組合員さんに各種情報の提供、事務手続きのスピード化を計っていく。

3. スキルアップ支援事業

建築技術、技能の継承、後継者育成として 各種技能講習会・労働災害セミナーなど開催し、技術向上、安全な仕事場作りしていく。

4. 拡大運動事業

エリアを広げ 現在1,100名強から 1,500名をめざしていく。

5. 健康体力づくり事業

スポーツイベント・レクリエーションなど 組合員さんの心身共に健康になる行事を提供していく。

中小事業主労災加入者の方へ

重要

労働保険料「令和6年度第1期分」口座振替 6月27日(木)

労働保険料振替指定口座より引落になります、必ず26日(水)までにご用意ください。

振替金額は6月上旬頃郵送致します納入通知書にて、ご確認ください。

元請け等に提出する、労災加入証明書は原則郵送としています。

余裕を持ってご依頼ください。お手元に届きましたら、コピーをして保管して下さい。

(☎0120-941-931)

一人親方労災特別加入者の方へ

令和6年度の労災加入証明書カードはお手元に届きましたか。

3月に郵送しました更新申込書が未提出の方は、至急組合まで提出して下さい。

提出された方には、令和6年度の労災証明書(カード)と労災保険料領収書をお送りします。

一人親方労災特別加入は、お仕事のおケガが補償されご自身を守るのに最適な保険です。

奥様や同居の息子さんが、現場に出て作業をされる場合も、それぞれ一人親方労災に加入することで仕事のおケガを保障できます。

お知り合いの方や、ご家族で労災保険に未加入の方がありましたら、ぜひ組合加入をおすすめください。最適な労災加入をお手伝いさせていただきます。

従業員などを一人でも雇用した場合は、一人親方から中小事業主の特別加入に変更しなければ、ご自身を守れません。従業員を雇用される際には、組合へご相談ください。



労働保険に入りましょう



正社員やパート・アルバイト等の雇用形態に関わらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、労働保険への加入が法律で義務付けられています。

★労働保険に加入していないと・・・

- ① 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ② 労災災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は、一部を徴収します。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

詳しくは組合へご相談ください！

割引券の案内

今年も中建労が補助をするお得な「ナガシマスパークランド」「ラグーナ・ラグナシア」の補助券をご用意いたします。

＊ ＊ 利用期間 ＊ ＊
R6年5/21～R7年2/28
別紙申込書にて、FAX・郵送・窓口まで



出産祝い記念品

- ・ 組合員の方でお子様が誕生されましたら組合よりベビーグッズをプレゼントしています。
- ・ 市役所へ出生届を提出されましたら組合まで連絡してください。
- ・ 申請用紙をお送りします。

各技能講習補助制度

組合員の皆様を対象に、技能資格に対して、一律3,000円の補助金制度があります。建築現場にて必要な各種技能講習を受講された方、資格を取得された方は組合まで連絡してください。申請用紙をお送りします。



弁護士相談窓口のご案内

当組合には顧問弁護士がおります。顧問弁護士には、各組合員の仕事上の問題や何か困ったことがあれば個別に相談に応じて貰うことも依頼しており、各組合員の方々にもご利用いただけるようにしておりますので、改めてご案内いたします。

ご利用いただく場合には、一度当組合事務局（0120-941-931）にご連絡いただき事務局から顧問弁護士と連絡して相談できるよう段取りさせていただきます。

弁護士相談は初回無料で、また秘密は厳守されますので、一度弁護士に相談したいという組合員の方はお気軽にご利用下さい。

連絡事項

1 組合費等引落としご案内

5月27日(月) <6月分>
6月27日(木) <7月分>

前日までにご入金をお願いします

<延滞金について>

口座振替ができなかった場合、翌月分に延滞金が増算されます。口座振替ができなかった場合でも、当月中に納付して頂ければ延滞金は発生しません。

2 変更の届出

住所・電話番号・携帯電話・氏名・職種など 変更があった場合は変更のお手続きが必要です。申請書をお送りしますので組合までご連絡下さい。

3 営業時間について

窓口・電話対応時間 8:30～16:00
(土・日・祝日は休業)

